

学校給食における 異物混入対応マニュアル

平成 26 年 9 月改訂

北広島市教育委員会

//// 目 次 ////

1. マニュアル策定の目的	1
2. 異物混入防止の対策	2
I. 学校給食センター及び各調理場	
(1) 食品の選定	2
(2) 食品の検収	2
(3) 調理	2
(4) 施設及び設備、調理器具の点検、記録	3
(5) 配送	3
(6) (公財)北海道学校給食会への対応	3
(7) 委託工場への立ち入り	3
II. 学校での衛生管理	3
III. 学級での衛生管理	4
3. 主な混入異物の種類と分類	4
4. 学校において異物の混入が発見された場合の対応	5
分類-1・2	5
分類-3	7
5. 児童生徒及び保護者への対応	10
6. 代替食について	10
7. 給食時間の確保について	10
8. 危機管理体制図	11

1. マニュアル策定の目的

平成 25 年 10 月において学校給食における異物混入マニュアルを策定し行ってきましたが、今後におきましても教育委員会では、異物混入を防止するよう、学校給食法の規定に基づく学校給食衛生管理基準を踏まえ、学校給食センター及び各調理場、学校並びに食品納入業者への徹底した衛生管理や品質管理・安全確保体制のさらなる強化に努めるとともに、各関係機関の責任を明確にし、それぞれが責任をもって様々な状況に応じた的確な判断と迅速な対応ができる仕組みとして、異物混入対応マニュアルを改訂するものです。

なお、教育委員会は、学校給食の原点に立ち返り、学校給食の使命である、おいしく安全で、安心な給食の提供に努め、児童及び生徒の健全な心身の発達と豊かな人間形成を育む「食育」を推進してまいります。



■■ 北広島市学校給食センター ■■

2. 異物混入防止の対策

児童・生徒の健康被害の阻止及び拡大防止を最優先に考え、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努める。

また、学校給食への異物の混入（付着）を未然に防止するため、学校給食に関わる関係機関が責任ある対応を講じ、互いに情報を共有し、連携、協力して、おいしく安全で安心な給食の提供に努める。

I. 学校給食センター及び各調理場

(1)食品の選定

- ①施設の衛生面及び食品の取扱いが良好で、衛生上信用のおける納入業者を選定し、信頼のできる食品を購入する。
- ②食品の納入業者との連携を密にし、学校給食の意義、役割及び徹底した衛生管理について指導する。
- ③製造業者、食品の納入業者へは、必要に応じて立入調査を実施し、操業状況及び衛生管理について確認をする。
- ④原材料及び加工食品について、必要に応じ製造業者もしくは食品の納入業者が定期的実施する微生物及び理化学検査の結果を文書で提出させ確認をする。
- ⑤異物の混入があった食品を納入した場合は、再発防止を強く指導するとともに、混入原因と今後の対策について文書で報告させる。また、その程度により納入停止または登録の取り消し措置をとる。

(2)食品の検収

- ①検収は、栄養教諭及び学校給食センター職員など指定された職員が必ず立会い、品名、数量、納品時刻、納入業者名、消費期限若しくは賞味期限のほか、特に品質、鮮度、袋の汚れや破れ、その他包装容器などの状況、異物の混入や異臭の有無等について点検し記録する。
- ②食品については、缶詰、調味料等常温で保存可能なものを除き、1回で使い切る量を購入する。
- ③検収時において異物を発見した場合は、食品の納入業者と速やかに代替食材について協議をする。

(3)調理

- ①検収、下処理及び調理のすべての過程で複数の調理員の目視を徹底し、異物の発見に努める。

- ②機器等は正しい取り扱い方法により使用し、禁忌行為は行わない。
- (4)施設及び設備、調理器具の点検、記録
 - ①調理室内は、関係者以外の立ち入りを禁止する。
 - ②調理員は、日常の被服点検を徹底し、調理場に入る際にはエアシャワー等で毛髪やゴミなどを完全に除去する。
 - ③調理開始前及び終了後に機器及び調理器具等の点検や異物の確認を行い、点検表等へ記入し、破損等による給食への混入を未然に防止する。
 - ④調理器具、食器等を定期的に更新し、破損による給食への混入を未然に防止する。
- (5)配 送
 - ①学校給食センター及び各調理場から各学校の配膳室の入口までの配送に関しては、配送業者へ安全及び衛生管理の徹底を図るよう指導する。
 - ②給食コンテナは各学校の配膳員（担当職員含む）に確実に受け渡す。
- (6)（公材）北海道学校給食会への対応
 - ①（公財）北海道学校給食会が学校給食基本物資加工委託工場（以下、委託工場という。）に対して行う加工委託に関する調査・指導・検査の実施結果について、必要に応じて提出を求める。
 - ②異物の混入があった食品を納入した場合は、再発防止を強く申し入れるとともに、原因の究明と再発防止対策について報告を求める。
- (7) 委託工場への立ち入り
 - ①委託工場には、必要に応じて立入調査を実施し、操業状況及び衛生管理について確認する。

II. 学校での衛生管理

- ①配膳室の整理整頓及び衛生管理については、各学校の配膳員及び学校担当者が、生ごみや残渣等を置かないよう衛生管理に努める。
- ②給食搬入口施錠や開錠などの管理を厳重に行う。
- ③配膳室に配膳員及び学校担当者が不在になる場合は、必ず施錠する。
- ④給食の受け取りは、配膳員及び学校担当者が必ず立会い、品名、数量、納品時刻、納入業者名、消費期限若しくは賞味期限、品質、包装、異物の混入、異臭の有無、食器及び食缶の異常の有無などの点検を行い、配膳室日常点検票に記録する。
- ⑤学校長は、児童生徒の摂食開始時刻の30分前までに検食を行い、異物の

混入、異臭の有無等を確認し、摂食に適するかどうかを判断する。
なお、異常を確認した場合は、給食を一時中止するとともに、速やかに学校給食センター長に連絡し、異常のあった献立の一部又は全部の回収等の措置を行う。

- ⑥学校長は、検食を行った時間、検食者の意見等を検食状況報告書に結果を記録後、検食状況報告書を学校給食センター長宛てに提出する。

Ⅲ. 学級での衛生管理

- ① 教室での配食は学級担任等の管理及び指導のもと、異物が混入しないよう十分注意し行う。
- ② 食缶の開封は学級担任等又は複数の給食当番で行い、異物の混入、異臭等の有無を確認する。
- ③ 給食当番の児童生徒は、エプロン、帽子（バンダナ）などを着用し、配食の過程で異物が混入しないよう十分注意する。
- ④ 学級担任等は、教室内での異物混入を防止するため、画鋏、ホチキスの針、ピンなどの散乱や、害虫が侵入しないよう整理整頓及び室内管理に心がける。
- ⑤ 学級担任等は、児童生徒に異物が混入していた場合の危険性や対応について指導する。

3. 主な混入異物の種類と分類

【分類ー1 金属やガラス等、人体に危険と思われる異物】

喫食することにより、生命に申告な影響を与える異物
(金属片、ガラス片、鋭利なプラスチック類、薬物類など)

【分類ー2 衛生害虫と思われる異物や悪臭等】

喫食することにより、健康への影響が大きいと思われる異物
(ハエ、クモ、ゴキブリなど、変色や異臭など)

【分類ー3 毛髪や食材に付着していた虫、食材の包装材料の切れ端と思われる異物】

異物自体は、不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物
(毛髪、ビニール片、繊維、植物の皮など)

4. 学校において異物の混入が発見された場合の対応

【分類－1・2】

- ・ 金属やガラス等、人体に危険と思われる異物が混入していた場合の対処
- ・ 衛生害虫と思われる異物の混入や異常な変色、異臭がある場合の対処



～対 応～

混入の状況により、全ての小中学校で「混入のあった料理」の喫食を中止し、回収する。

ただし、配膳後に混入したと考えられる場合を除く。

実施主体	対 処 内 容
混入のあった学校	<p>【混入のあった学級（学級担任等）】</p> <ol style="list-style-type: none">① 異物の混入を確認した学級担任等は、ただちに混入のあった料理の喫食を一時中止し、児童生徒の安全確認を行う。② 異物の種類や数量、形状、混入状況及び喫食状況等を調査し、学校長等に報告する。③ 学校長等の支持により、混入のあった料理の喫食を中止し、回収する。なお、異物が混入していた食器、食缶はそのままの状態で保存する。④ 学校長等の指示により、回収した料理に代わる料理の対応を行い喫食する <p>【学校（学校長等）】</p> <ol style="list-style-type: none">① 全学年に及ぶと思われる場合は、校内一斉放送等で全学級の学級担任等に混入のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示するとともに、児童生徒の安全確認及び喫食状況等を調査するよう指示する。② 児童生徒が異物を口にした場合は、学校医と連絡を取り、処置について指示を受け、必要に応じて病院等に搬送する。③ 学級担任等から聴取した異物混入の状況について、学校給食センター長に電話で報告する。

	<p>④ 教育委員会からの指示により、回収した料理に代わる食料の対応について各学級担当に指示する。</p> <p>⑤ 学校給食センターから送信されてきた異物混入の事実について説明する保護者宛ての文書を印刷し、児童生徒に配布する。</p>
学校給食センター	<p>① 学校長等から報告を受けた混入状況について、教育長に電話等で報告をした後、「事故報告書」を作成し、教育長に報告する。・・・<u>第1報</u></p> <p>② 回収した料理に代わる食料について検討し、学校長に指示する</p> <p>③ 混入の状況により、混入のあった料理の喫食を中止し回収するとともに、児童生徒の安全確認及び喫食状況等の調査を学校に依頼する。</p> <p>④ 栄養教諭又は学校給食センター職員を混入のあった学校に派遣し、異物の種類や形状、混入状況、喫食状況等について聴取する。また、混入をしていた異物を回収し、保管するとともに必要に応じて異物を特定するため専門業者に解析を依頼する。</p> <p>⑤ 聴取した内容や対応状況について、教育長に報告する。・・・<u>第2報</u></p> <p>⑥ 混入原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行う。また、混入原因が基本物資（パン、ご飯等）を製造する委託工場にあると考えられる場合は、（公財）北海道学校給食会に連絡し、原因究明及び再発防止対策を要請する。</p> <p>⑦ 異物混入の事実について説明した保護者宛ての文書を作成し、教育長までの決済をとった後、対象となる学校長宛てに送付（メール送信）する。</p>
教育委員会 （教育長）	<p>① 学校給食センターからの報告により、混入のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示するとともに、児童生徒の安全確認及び喫食状況等を調査し、報告するよう指示する。</p> <p>② 学校給食センターから報告のあった異物混入の状況について、必要に応じて「千歳保健所」「石狩教育局」に電話等で報告するとともに、対処について相談し、被害の拡大防止措置を講じる。</p> <p>③ 学校給食センターからの報告により、回収した料理に代わる食料の対応について指示する。</p> <p>④ 対応状況及び対応結果について、必要に応じて「千歳保健所」「石狩教育局」に電話等で報告する。</p>

【分類－3】

・毛髪や食材に付着していた虫、食材の包装材料の切れ端と思われる異物が混入していた場合の対処（異物自体は、不快であり衛生的ではないが、児童生徒の健康への影響が少ないと思われる異物が混入していた場合）



対応 1. 異物が「少量」の場合は、新しい料理にな取り替えて喫食する。
（ただし、配膳後において食缶内に入ったと思われる異物については、取り除いて喫食する。）

対応 2. 異物が「多量」の場合は、混入のあった料理の喫食を中止し、

実施主体	対 処 内 容
混入のあった学校	<p>【混入のあった学級（学級担任等）】</p> <ol style="list-style-type: none">① 異物の混入を確認した学級担任等は、注意を呼び掛けるとともに、児童生徒の安全確認を行う。ただし、発見された異物の数が「多量」の場合は、混入のあった料理の喫食を一時中止する。② 異物の種類や数、形状、混入状況及び喫食状況等を調査し、学校長等に報告する。 <p><配膳した料理から発見された場合></p> <ol style="list-style-type: none">① 配膳した料理から異物が発見された場合、その数が「少量」であれば学校長等の指示により、新しい料理に取り替えて喫食する。② 配膳した料理から異物が発見され、その数が「多量」の場合は、学校長等の指示により、混入のあった料理の喫食を中止し回収する。また、異物が混入している食器は、そのままの状態で保存する。③ 学校長等の指示により、回収により不足する料理を学校内で手配し喫食する。ただし、学校内で確保することができない場合は、学校長等の指示により、回収した料理に代わる食料の対応を行い喫食する。

	<p><食缶から発見された場合></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 食缶内から異物が発見された場合、その数が「少量」であれば学校長等の指示により、異物を取り除いて喫食する。 ② 食缶内から「多量」の異物が発見された場合は、学校長等の指示により混入のあった料理の喫食を中止し回収する。また、異物が混入している食缶は、そのままの状態に保存する。 ③ 学校長等の指示により回収により不足する料理を学校内で手し喫食する。ただし、学校内で確保することができない場合は、学校長等の指示により、回収した料理に代わる食料の対応を行い喫食する。
	<p>【学校（学校長等）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 配膳した料理から「少量」の異物が発見された場合は、新しい料理に取り替えて喫食するよう学級担任等に指示する。また、食缶内から「少量」の異物が発見された場合は、異物を取り除いて喫食するよう学級担任等に指示する。 ② 配膳した料理から「多量」の異物が発見された場合は、喫食を中止し、回収するよう学級担任等に指示する。また、食缶内から「多量」の異物が発見された場合は、喫食を中止し、回収するよう学級担任等に指示する。 ③ 「多量」に混入しているおそれのある場合であって、全学年に及ぶと思われる場合は、校内一斉放送等で全学級の学級担任等に異物の混入の情報を通知し、注意を呼び掛ける。 ④ 学級担任等から聴取した異物混入の状況について、学校給食センター長に電話で報告する。 ⑤ 回収により不足する料理を学校内で手配する。ただし、学校内で確保できない場合は、学校給食センター長の指示により、回収した料理に代わる食料の対応について学級担任等に指示する。 ⑥ 異物混入の状況により、学校給食センターから送信されてきた異物混入の事実について説明した保護者宛ての文書を印刷し、児童生徒に配布する。

<p>学校給食センター</p>	<p>① 学校長等から報告を受けた混入状況について、教育長に電話で報告した後、「事故報告書」を作成し、教育長に報告する。 ・ ・ ・ <u>第1報</u></p> <p>② 混入数が「多量」の場合は、栄養教諭又は学校給食センターの職員を混入のあった学校に派遣し、異物の種類や形状、混入状況、喫食状況等について聴取する。また、混入した異物を回収し、保管するとともに、必要に応じて異物を特定するため専門業者に解析を依頼する。</p> <p>③ 回収した料理に代わる食料について検討し、学校長等に指示する。</p> <p>④ 聴取した内容や対応状況について教育長に報告する。 ・ ・ ・ <u>第2報</u></p> <p>⑤ 混入原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行う。また、混入原因が基本物資（パン、ご飯等）を製造する委託工場にあると考えられる場合には、（公財）北海道学校給食会に連絡し、原因究明及び再発防止対策を要請する。</p> <p>⑥ 異物混入の状況により、異物混入の事実について説明した保護者宛ての文書を作成し、教育長までの決済をとった後、対象となる学校長宛てに送付（メール送信）する。</p>
<p>教育委員会 （教育長）</p>	<p>① 学校給食センターからの報告により、「多量」の異物混入又は「多量」に混入しているおそれのある場合は、その他の学校の学校長に対して混入事案発生の連絡をし、注意を呼び掛ける。</p> <p>② 学校給食センターから報告のあった異物混入の状況について、必要に応じて「千歳保健所」「石狩教育局」に電話で報告するとともに、対処について相談し、被害の拡大防止措置を講じる。</p> <p>③ 対応状況及び対応結果について、必要に応じて「千歳保健所」「石狩教育局」に報告する。また、混入原因が基本物資（パン、ご飯等）を製造する委託工場にあると考えられる場合には、（公財）北海道学校給食会にも報告する。</p>

5. 児童生徒及び保護者への対応

給食の中止または献立の一部を中止した場合は、学校給食センター長から学校長等に文書等で報告するとともに、早急に児童生徒への説明と保護者に対して異物混入の事実について文書で報告する。

また、異物混入のあった児童生徒やその保護者に対しては、学校長と相談のうえ、混入の事実について迅速かつ誠意をもって状況の説明と謝罪を行うとともに、継続して児童生徒の体調確認を行う。

なお、異物の混入により献立に変更が生じた場合も、保護者に文書で経緯を報告する。

6. 代替食について

異物混入により中止した料理に代わる食料については、学校給食センターが指示するものとする。

7. 給食時間の確保について

学校長等は、異物の混入により、通常の給食時間内に食することができない場合は、無理のない範囲で児童生徒の給食時間を確保する。

8. 北広島市学校給食危機管理体制図

